

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する省令の概要

1 趣旨

放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成26年法律第96号)附則第4条に基づき経過措置の内容を定めるもの。

2 制定の概要

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の際現に外国の放送局を用いて国際放送を行っている場合における届出事項を定めるもの。(放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の新設)

3 施行期日

平成27年4月1日